

新興感染症を見据えた医療提供体制の 数値目標（案）について

新興感染症を見据えた医療提供体制の数値目標（案）

「改正茨城県予防計画」及び「第8次茨城県保健医療計画（新興感染症発生・まん延時の医療）」においては、平時からの備えを確実に推進するため、改正感染症法に基づく医療措置協定に基づく協定締結医療機関（入院）の確保病床数や、協定締結医療機関（発熱外来）の医療機関数などを数値目標として設定するよう、国指針等にて示されている。

本県での新興感染症を見据えた医療提供体制の数値目標については、新型コロナウイルスでの対応を踏まえ、以下の通り設定したい。

1. 確保病床数の目標は、本県の新型コロナウイルスの入院実績を勘案して設定

- ・最大確保病床数 661床（第8波入院実績、流行から6か月後の目標）
うち重症病床数 31床（ " " ）
- ・流行初期における確保病床数 279床（第3波入院実績、流行から3か月後の目標）
うち重症病床数 18床（ " " ）

2. 発熱外来医療機関数などの目標は、本県の新型コロナウイルス第8波最大体制を設定

- ・発熱外来医療機関数 800医療機関
- ・自宅療養等対応医療機関数 232医療機関
- ・後方支援医療機関数 80医療機関
- ・人材派遣対応医療機関数 29医療機関 など